

平成 26 年 12 月 9 日
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

未妥結減算制度の流通への影響について

1. 流通全般への影響

未妥結減算制度が導入され、卸は、全国の 200 床以上の病院(2,700 軒)や全保険薬局(55,000 軒)に対して、繰り返し、制度の説明や 6 か月以内の早期妥結を念頭においた価格交渉を精力的に行ってきた。こうした取組が、9 月末の妥結率の大幅な向上に繋がった。しかし、早期妥結のために従来以上に厳しい交渉をせざるを得ないケースや単品単価交渉が行いづらいケースも少なくなく、流通改善に取り組んでいる卸としては不本意な面があった。このため、真の流通改善には繋がっていないと考えられる。

2. 川上取引への影響

川上取引については、仕切価等を含め、特段の大きな変化は見られなかった。

3. 川下取引への影響

(1) チェーン薬局との取引

- ① 9 月までの妥結が優先され、価格交渉に多大な労力を費やしたものの、単品単価取引はほとんど進展しなかった。
- ② 部分妥結(特定卸、特定品目、特定期間のみの妥結)が出てきた。未妥結減算制度の趣旨が十分理解されていないと考えられる。
- ③ チェーン薬局に加えて一般の保険薬局への制度の説明と「妥結率の根拠となる資料」の提供に要する事務負担が膨大であり、MS の通常業務に支障を来すほどであった。未妥結減算の対象となる薬局の範囲を限定するとともに、「妥結率の根拠となる資料」の簡略化を望む。
- ④ 価格の遡及値引きがないことを確認できたことは、流通改善の進展に繋がるものと評価できる。

(2) 200床以上の病院との取引

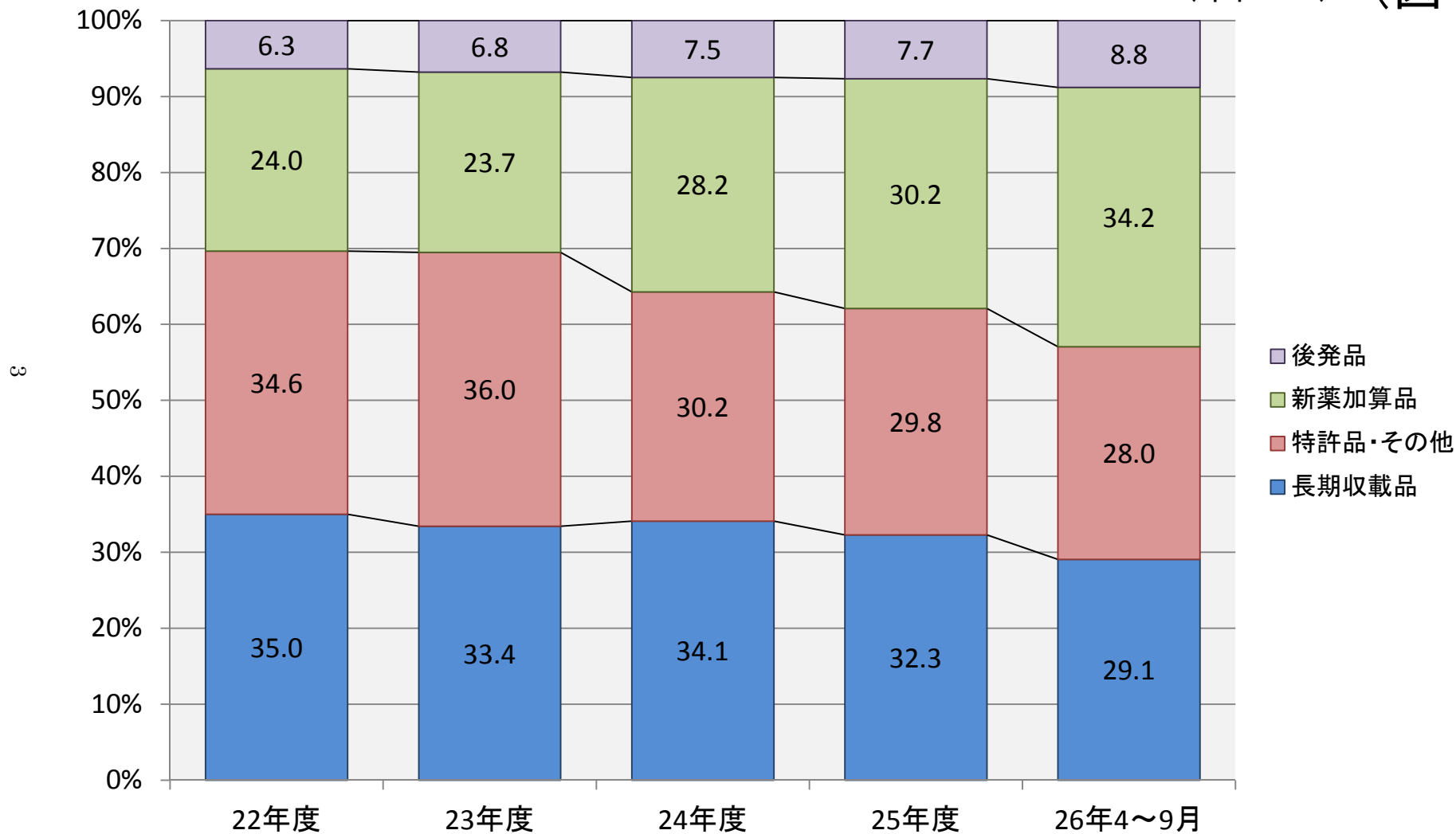
- ① 9月までの妥結が優先され、価格交渉に多大な労力を費やしたものの、単品単価取引が若干後退した。
- ② 部分妥結(特定卸、特定品目、特定期間のみの妥結)が出てきた。未妥結減算制度の趣旨が十分理解されていないと考えられる。
- ③ 価格の遡及値引きがないことを確認できたことは、流通改善の進展に繋がるものと評価できる。

4 . 卸又は卸経営に与える影響

市場構造が変化しており、新薬創出加算品と後発品のシェアが拡大している。また、10月から表示カルテルを実施し、消費税抜きの本体納入価を本体薬価からの値引率で表す価格交渉を行う旨の説明を行った。そのような厳しい状況の中で、今般の未妥結減算制度が導入されたことにより、MS活動を早期妥結に向けての価格交渉とその事務処理に集中させた結果、卸の営業利益率は低下し、厳しい決算となった。(図1、2)

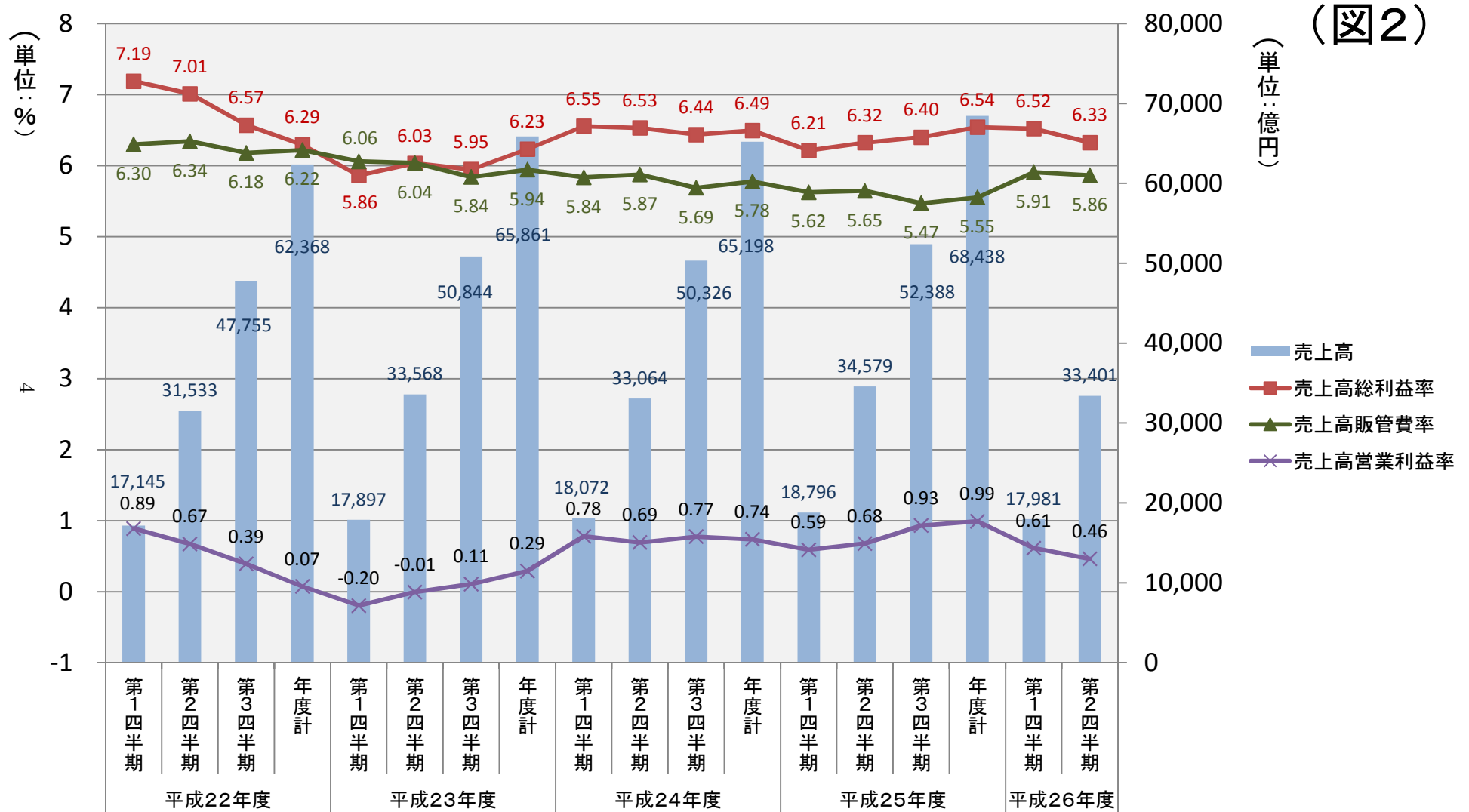
市場構造の変化

(単位:%) (図1)



【データ】大手5卸売業者ごとの算出割合を単純平均した値

卸経営状況の推移(医薬品卸売事業)



* 大手5卸売業者が四半期決算時に報告している「売上高」、「売上総利益」、「販売費・一般管理費」、「営業利益」の各指標における総和を基に算出